

(仮称)利根町自治基本条例 条例の位置付け(素案)

(条例の位置付け)

第〇条 この条例は、本町の(自治 or まちづくり)の基本を定めるものであり、町民及び町は、この条例の趣旨を最大限尊重するものとします。